

1 相談事例と注意点

あなたなら
どうする？

アポイントメントセールス

「旅行券が当たりました。すぐ取りに来てください」とケイタイに電話があった。出かけたところ、1年分のリゾートホテル会員権を契約させられた。

タダより高いものはない！

「あなただけ、格安、特典付き」などという言葉に惑わされないで！



キャッチセールス

「タレントにならないか」と声をかけられ、ついていくと、高いタレント養成講座の受講を契約させられた。

言葉巧みに近づいてくる誘いにはついて行かない



資格商法

「就職・進学に有利な資格を取りませんか?」と電話があり、「けっこうです」といいながら、住所を教えたところ契約書類が送られてきてびっくり。

「いりません!」とはっきり断る

個人情報(住所など)は、安易に教えない



マルチ商法

「友達を誘って入会させ商品を売ると必ずもうかる」といわれたけれど...

簡単にもうかるという甘い言葉につられず、きっぱり断る。友達を誘うと信頼関係を失うこともある



催眠(SF)商法

ティッシュなどの日用品を無料で配っていた。ついて行ったら閉めきった会場の雰囲気にもまれ、得した気分になって高額な健康食品を買ってしまった。

無料という言葉につられて、会場について行かない



2 契約トラブルにあったらどうする?

まず、家の人に相談しましょう。そして...

①クーリング・オフの手続きを!

条件を満たしていれば、期間内(原則8日以内)なら無条件で契約を解除できます。

ただし、マルチ商法や業務提携誘引販売取引(内職・モニター商法)は20日以内です。

- 通知は書面で、配達記録または簡易書留と指定して、郵便局から郵送(下記参照)
- クレジット契約の場合は信販会社へも通知する ●通知書は必ず写しを取っておく

ただし、次の場合はクーリング・オフができません。

- 小売店などに自分から行って買った場合
- 通信販売(インターネットショッピングも含む)
- 乗用自動車の契約、3,000円未満の商品を一括払いした時、石けんなど消耗品を使用・消費してしまった時など

②消費生活総合センターへ相談を!

クーリング・オフ期間が過ぎていても、消費者契約法による取消しができるかもしれないよ!

消費者契約法で契約を取り消せる不適切な勧誘例	
不実告知	重要な項目について事実と違うことを言う
断定的判断	将来の変動が不確実なことを断定的に言う
不利益の告知	重要な項目について不利益になることを故意に言わない
不退去	訪問販売で帰ってと言ったのに帰らなかった
退去妨害	帰りたと言ったのに帰してくれなかった



クーリング・オフとは、
頭を冷やして考えなおすこと

<p>郵便はがき</p> <p>〒□□□□□□□□</p> <p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>〇〇会社</p> <p>代表者 〇〇様</p> <p>配達記録</p> <p>(表)</p>	<p>契約解除通知</p> <p>私は貴社と次の契約をしましたが、解除します。</p> <p>契約年月日 ×年×月×日</p> <p>商品名 ××××</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>私が支払った代金は返金してください。</p> <p>受け取った商品はお引き取りください。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 住所</p> <p>(裏)</p>
---	--

クーリング・オフの通知例